

さいたま市児童相談所長事務委任規則の一部を改正する規則をこ
こに公布する。

令和8年 9 月 30日

さいたま市長

清水 正人

さいたま市規則第 9 1 号

さいたま市児童相談所長事務委任規則の一部を改正する規則

さいたま市児童相談所長事務委任規則（平成 1 5 年さいたま市規則第 9 0 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(委任事務) 第 2 条 児童相談所長に委任する事務は、次のとおりとする。 (1)～(15) [略] (16) 法第 3 3 条第 2 項、第 1 8 項、 <u>第 2 0 項及び第 2 2 項</u> に規定する一時保護に関すること。 (17)～(33) [略]	(委任事務) 第 2 条 児童相談所長に委任する事務は、次のとおりとする。 (1)～(15) [略] (16) 法第 3 3 条第 2 項、第 1 8 項 <u>及び第 2 0 項</u> に規定する一時保護に関すること。 (17)～(33) [略]

附 則

この規則は、令和 8 年 1 0 月 1 日から施行する。